

新型コロナウイルス感染症に関する 熊本県教育委員会の主な対応について

令和2年6月2日/熊本県教育委員会

1 臨時休業・教育活動の再開等の実施状況

(1) 県立学校

① 3月2日(月)～春季休業の開始日

- ・国の要請を受け、3月15日までの一斉臨時休業(2月28日決定)
- ・春季休業の開始日まで延長(3月11日決定)

② 新学期(4月1日)～

- ・国の方針を受け、感染拡大防止措置を講じた上で教育活動を再開(3月25日決定)

※:部活動については当面休止(3月30日決定)

- ・熊本県・熊本市の専門家会議の見解を踏まえ、

①熊本市域の県立学校:4月19日まで臨時休業

②熊本市以外の県立学校:感染防止の徹底を図った上で教育活動を再開

(4月6日決定)

③ 4月14日(火)～5月31日(日)

- ・熊本市の感染拡大、阿蘇保健所管内での感染確認など本県を取り巻く状況が刻一刻と深刻さを増し、県立学校においてもいつ感染が広がるか大変危惧される状況にあると判断し、5月7日まで全ての県立学校を臨時休業(4月13日決定)
- ・熊本市を中心とした感染拡大に加え、熊本県・熊本市の専門家会議の地域区分「感染拡大傾向期」に移行したとされるなど本県を取り巻く状況は予断を許さず、引き続き、県立学校においても感染拡大が大変危惧される状況にあると総合的に判断し、5月31日まで臨時休業を延長(4月27日決定)

④ 5月18日(月)～5月31日(日)

- ・5月12日に熊本県新型コロナウイルス地域区分が「感染拡大傾向期」から「感染確認地域」に引き下げられ、5月14日に「緊急事態宣言」の本県の解除が決定されたことを踏まえ、準備が整った学校から学校の一部について登校日を設定し、「分散登校」や「時間短

縮」等、最大限の感染防止の取組みを行った上で、授業のみを実施し、段階的に教育活動を再開（5月14日決定）

⑤ 6月1日（月）～

・当初（上記③）の方針どおり、通常登校による教育活動を再開。なお、再開にあたっては、教育委員会で「ガイドライン」を策定し、換気や消毒の徹底、授業内容や形態での配慮など、感染防止のために必要な取組みを実施（5月14日決定）

※ 「熊本県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を県立学校に、「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を市町村教育委員会に通知（5月26日）

※ 一部の県立学校については、6月1日以降も、地域・学校の実情に応じて分散登校等を実施

(2) 市町村立学校（熊本市を除く）

① 春季休業の開始日までの臨時休業を実施（2月28日・3月11日、県教育委員会から通知）

② 新学期から教育活動を再開（3月25日・4月6日、県教育委員会から教育活動再開にあたっての適切な対応を依頼）

※ 南阿蘇村について、阿蘇保健所管内（阿蘇郡市）における感染者発生により4月10日（金）～19日（日）まで臨時休業（4月8日変更）

③ 5月31日までの臨時休業を実施（4月13日・4月27日、県教育委員会から通知）

④ 6月1日から通常登校による教育活動を再開（5月14日、県教育委員会から通知）

※ 5月31日まで、各市町村教育委員会において、一斉登校、分散登校等による登校日を設定し、段階的に教育活動を再開

※ 一部の市町村立学校については、6月1日以降も、地域・学校の実情に応じて分散登校等を実施

(3) その他

① 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、参加生徒・教員及び観客の健康と安全を最優先に考慮し、「第32回 熊本県高等学校総合文化祭」を中止。（4月23日決定）

- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、選手、補助生徒、大会役員など、大会に関わる人の安全・安心を確保することが困難なため、令和2年度「第48回熊本県高等学校総合体育大会及び第70回熊本県高等学校定時制通信制総合体育大会」を中止。(4月30日決定)

2 学校・家庭への対応

(1) 子供の多様な受入れ先の確保 (2月28日・4月15日実施)

- ①臨時休業中の多様な受入れ先の確保について、市町村長、市町村教育長へ要請。

- ・集団感染防止のため、基本的に子供は自宅で過ごす。
- ・保護者が医療従事者やひとり親家庭などやむを得ない理由により家庭での対応が困難な場合について、保護者からの相談に対して、市町村の首長部局と教育委員会が連携して個別の事情に応じて対応。

- ②受入れ先の決まらない子供については、学校で受け入れるよう、市町村教育委員会を通じて学校での受入れ態勢の確保を徹底。

また、県立特別支援学校の子供について、家庭での対応が困難な場合は、特別支援学校での受け入れ等、個別に対応。

- ・学校の受入れ数：累計6,493人(3月2日～25日)
- ・学校の受入れ数：累計19,851人(4月14日～5月22日)
- ・放課後児童クラブの受入れ数：累計61,961人

(3月2日～24日)

(2) 生徒指導、学習・生活面のサポートについて

<家庭向け>

- ①「臨時休業(休校)及び学校再開に関する教育総合相談窓口」の設置
(3月2日・4月14日・6月1日実施)

- ・児童生徒や保護者の不安等に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応に加えて、県教育委員会において教育総合相談窓口を設置。
- ・相談件数：累計801件(3月2日～25日)
- ・相談件数：累計2,285件(4月14日～5月22日)

②子供の安全確保、生徒指導の徹底（2月28日・4月28日実施）

- ・交通事故や不審者の声掛け、出会い系アプリの利用、新型コロナウイルス感染症に関する不確かな情報や誤った情報等の発信などについて、保護者向けの注意事項を発出、対応を徹底。
- ・児童生徒が不安や戸惑いを抱いているような場合の養護教諭やスクールカウンセラーとの面談対応や「スクールサイン」の活用についても保護者に周知。

③保護者の声に関するQ&Aの作成（3月3日・4月20日・5月15日実施）

- ・県PTA連合会等を通じて把握した保護者の不安や困りごと等をもとに、保護者の不安を軽減するための感染予防・健康管理、学習などに関するQ&Aを作成。
- ・各市町村教育委員会に周知するとともに、県PTA連合会を通して、各郡市PTA連合会事務局及び各学校PTAに周知するとともに、県教育委員会HP、県HPに掲載。

④家庭学習等に役立つ各種情報の提供

- ・臨時休業中の家庭学習に役立つドリル集や英語の音声集、各種コンテンツ等について、県立教育センターホームページ内に特設ページを設け紹介。（3月2日実施）

URL <https://www.higo.ed.jp/center/gakushu-link>

- ・熊本県のスーパーティーチャー及び県立教育センター指導主事による学習支援動画、家庭科の指導主事による「手作りマスクの作り方」などを県立教育センターホームページに掲載（随時追加）

URL <https://www.higo.ed.jp/center/>

- ・熊本大学教職大学院と県立教育センターが連携し、教職大学院生制作・教育センター指導主事監修の学習支援動画を熊本大学ホームページ、県立教育センターホームページに掲載（5月19日実施）

URL <https://www.higo.ed.jp/center/>

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/~profsch/>

<学校向け>

①県内の学校の具体的取組事例の収集及び周知（3月4日実施）

- ・臨時休業中の学習指導や生活指導等の充実に生かしていただくよう、

県内の学校から具体的な取組例を収集、とりまとめ、各市町村教育委員会及び各学校に周知。

○項目：①学習指導、②生活指導、③健康面の指導、④行事関係の工夫（卒業式等）、⑤児童生徒や家庭への連絡方法と状況把握、⑥受け入れ先がない児童生徒への対応
○事例数：約50例

②差別やいじめの未然防止（2月27日、4月22日、5月15日実施）

- ・教職員一人一人が正しい認識を持って指導すること、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既存の教育相談体制を活用すること等、各市町村教育委員会及び各県立学校に適切な対応を要請。
- ・人権問題に関する事象等を把握した場合は、県教育委員会への速やかな報告を各市町村教育委員会及び各県立学校に通知。また、正しい知識や情報に基づいた行動等について、保護者への啓発を改めて各市町村教育委員会及び各県立学校へ通知。

③心のケアに係る情報の提供等（5月12日実施）

- ・日本臨床心理士会、日本公認心理師会、セーブザチルドレン、日本赤十字社等が作成した新型コロナウイルス感染症に関する資料を情報提供し、スクールカウンセラーとも連携を図りながら、必要に応じて活用するよう各市町村教育委員会及び各県立学校に通知。

④春季休業中の感染症対策・健康管理等を徹底（3月23日実施）

- ・春季休業期間中の感染症対策・健康管理、学習指導等についての留意事項を各市町村教育委員会及び県立学校に通知。

⑤教育活動の再開へ向けたマスクの準備（3月26日実施）

- ・マスク着用の推奨、手作りマスクの普及（家庭クラブや生徒会など生徒による手作りマスクの取り組み、PTAや地域で連携した支援）、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮について各市町村教育委員会及び各県立学校に通知。

⑥感染拡大防止の更なる徹底（4月10日実施）

- ・全児童生徒の感染拡大防止に対する意識を更に高めるため、「新型コロナウイルス感染症から自分や家族、友人を守るために最低限守るこ

と(例)」及び「健康観察シート(例)」を作成し、学校及び市町村教育委員会を通じて全児童生徒に配布。

⑦感染(疑いを含む。)が判明した場合の初動対応等(4月21日実施)

- ・学校の児童生徒等及び教職員に感染(疑いを含む。)が判明した場合に速やかに対応できるよう「感染拡大の防止」や「個人情報の保護」などに留意した初動対応について第1報連絡ルートを作成し、県立学校及び市町村教育委員会に配付。

⑧臨時休業期間中における学習指導の充実(4月24日実施)

ア. 県立学校

- ・臨時休業期間の長期化を見据え学習支援に関する基本方針を策定し、授業計画・時間割のモデルや実践例等と合わせて各学校に通知
- ※特別支援学校においては、家庭における学習支援についても各学校に通知(4月28日)

【基本方針】

- ・臨時休業期間において、各学校は教育課程に基づいて教科等の授業計画を再構築し、計画的な学習支援を講じるとともに、学習状況や成果等を把握し、学習評価を行う。

イ. 市町村立学校(熊本市を除く)

- ・臨時休業期間中の子供たちの学習を支援するため、学習指導の具体例及び留意事項等について、市町村教育委員会に通知、学校と保護者向けにHPにて公開、県PTA連合会を訪問し説明

【留意事項】

- ・各学校の指導計画等を踏まえ、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。
- ・児童生徒が見通しと計画性をもって家庭学習に取り組めるよう、1週間程度を単位に学習計画を示すこと。
- ・家庭学習の取組について、保護者の理解と協力を得ること
- ・児童生徒の学習状況や成果を適切な方法(登校日の設定(分散登校や個別登校等を含む)、電子メールや電話、郵便等の活用等)で把握し、その後の学習指導(個々の児童生徒への学習支援を含む)及び学習評価につなげること。
- ・上記4点について、全教職員による共通理解及び役割分担の下、進めること。

(3) 国の経済対策を活用した感染症対策及び県民生活への影響の最小化

①学校給食休止に伴う影響の最小化（3月18日知事専決）

- ・保護者や学校給食に関わる事業者の影響を最小化するため、県立学校について、以下の対策を実施。市町村教育委員会にも同様の対応を要請
- ア 臨時休業中の学校給食費を保護者へ全額返還
- イ キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用等について、全額負担

②学校給食調理業者への衛生管理強化支援（3月25日知事専決）

- ・県立学校の給食調理業者が衛生管理の徹底・強化を図るために設備等を購入する場合の経費を助成

③特別支援学校の通学バスに係る感染症への対応（5月20日知事専決）

- ・感染リスクの低減を図るための取組として、児童生徒間の距離確保や座席配置等の対応を実施するため、特別支援学校の通学バスを増便

3 県立施設の対応

緊急事態宣言の延長・国の基本的対処方針の改訂を踏まえ、施設の使用停止の協力要請を5月20日まで延長した上で、感染拡大防止策の徹底を条件に5月7日以降段階的に解除（5月5日県知事決定）

(1) 県立文教・社会教育施設

施設名	対応	時期
県立美術館	再開	5月7日～
県立美術館分館	—	改修工事のため休館中
県立装飾古墳館	再開	5月9日～
歴史公園鞠智城・温故創生館	再開	5月9日～
県立図書館	再開	5月14日～
くまもと文学・歴史館	再開	5月14日～
天草青年の家	再開	6月1日～
菊池少年自然の家	再開	6月1日～
豊野少年自然の家	再開	6月1日～

あしきた青少年の家	再開	6月1日～
-----------	----	-------

(2) 県立体育・学校体育施設

施設名		対応	再開時期
県民総合運動公園	屋外施設	再開	5月11日～
	プール、トレーニング室	利用停止	3月1日～当面の間
	上記以外の屋内施設	再開	5月17日～
県営八代運動公園		再開	5月11日～
藤崎台県営野球場		再開	5月17日～
熊本武道館		利用停止	4月16日～当面の間
県立総合体育館	プール、トレーニング室	利用停止	3月1日～当面の間
	上記以外	再開	5月17日～
県総合射撃場		再開	5月17日～
県立学校体育施設（70校）		開放停止	3月2日～当面の間

4 国への要望

県民生活等への影響の最小化に向けた更なる対策が講じられるよう、教育に関して、次の事項を国に対して要望。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望（3月17日実施）

① マスク及び消毒液の確保等について

- ・学校などの教育機関への優先的かつ安定的なマスク等の供給体制を構築するとともに、学校におけるマスク等の購入に対する財政措置を要望。

② 学校の一斉臨時休業に伴う負担の軽減について

- ・学校の一斉臨時休業により、家庭や学校現場等に様々な負担が生じていることから、以下の事項について国への要望を実施。
- ・学校再開の基準やこれからの想定スケジュールの提示等
- ・一斉臨時休業に伴い必要となる児童生徒等の心のケア
- ・一斉臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブの運営負担に対する更なる財政支援

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望（5月15日実施）

① 子供たちの「学びの保障」に係る財源の確保等

- ・使用している教科書を基本としたオンライン教材の提供について、発

行者への働きかけ及び利用料金等の免除への支援

・ I C T環境整備に係る安定的持続的な財源確保、校内通信ネットワーク整備に係る財政措置、端末整備に係る高等学校など補助対象外、家庭学習のための通信機器整備への制度の拡充

② 特別支援学校通学バスの感染症対策に係る財源確保及び実施期間の延長

③ 学校の臨時休業に伴う学校給食休止による影響緩和に係る事業費の確保

④ 高校生と雇用者の接触機会の確保、就職支援事業予算の確保、県内就職の受け皿の確保

